

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準
の制定に伴う留意事項について」の一部改正について

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準について、この実施に伴う取扱いについては、平成15年3月24日障発第0324001号本職通知「指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」によるところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、平成16年10月1日から適用する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 の2の(2)及び(3)を次のとおり改める。

(2) 支援費基準単価の適用について

居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に居宅介護計画の見直しをする必要があること。

(3) 早朝、夜間、深夜等の居宅介護の取扱いについて

早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。

ただし、支援費基準額の最小単位（身体介護が中心である場合、家事援助が中心である場合及び移動介護が中心である場合は最初の30分、日常生活支援が中心である場合は最初の90分とする。）までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間がごくわずかな場合（身体介護、家事援助又は移動介護が中心である場合は15分未満、日常生活支援が中心である場合は45分未満とする。）には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。）。また、支援費基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること（当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間がごくわずかな場合（15分未満）には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。）。

また、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間（運転時間を除く。）がごくわずかな場合（15分未満とする。）には、多くの時間（運転時間を除く。）を占める時間帯の算定基準により算定すること。）

なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であっても、土日祝日等を想定した加算はないこと。

2 の2の(5)の次に(6)から(7)として次の規定を加える。

(6) 「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定する場合

指定居宅介護事業者が「通院等のための乗車又は降車の介助」にいう介助を行う場合には、当該所定額を算定することとし、「身体介護が中心である場合」の所定額は算定できない。当該所定額を算定するに当たっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのものすなわち運転時間中は当該所定額の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は、引き続き、評価しない。

「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することができる場合、片道につき所定額を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。

複数の利用者に「通院等のための乗車又は降車の介助」を行った場合であって、乗降時に一人の利用者に対して一対一で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。

利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護が中心である場合」としての通院等の介助と同じものである。

サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。

また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とならない。

「通院等のための乗車又は降車の介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等のための乗車又は降車の介助」又は「身体介護が中心である場合」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院に行くための準備」や通院先での「院内の移動等の介助」は、「通院等のための乗車又は降車の介助」に含まれるものであり、別に「身体介護が中心である場合」として算定できない。

なお、一人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して「通院等のための乗車又は降車の介助」を行った場合も、一回の「通院等のための乗車又は降車の介助」として算定し、居宅介護従業者ごとに細かく区分して算定できない。

「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の一つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。

(7) 「通院等のための乗車又は降車の介助」と「身体介護が中心である場合」の区分

通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分~30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護が中心である場合」の所定額を算定できる。この場合には、「通院等のための乗車又は降車の介助」の所定額は算定できない。

(例) (乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。